

【発行にあたって】

日頃から関西生コン弾圧事件に多大なるご支援をいただきありがとうございます。カンパよびかけにも絶大なるご協力をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

今後、刑事裁判の推移などを中心に闘争の現状報告を随時お送りします。(本号2ページ)

現在、大別すると、①湖東協組事件（大津地裁）、②大津協組事件（大津地裁）、③宇部三菱大阪港SS・中央大阪生コン事件（大阪地裁）の3つの刑事事件が進行中です。①と②は関生支部の産業政策活動（これにともなうビラまき）を恐喝未遂や威力業務妨害とした事件、③は賃上げ原資の運賃引き上げの約束を守れと要求したストライキを威力業務妨害とした事件です。

下記は5～6月の公判日程で、いずれも10時～17時。（ただし時間変更がある可能性あり）

わかりにくいのは、大津地裁の武委員長ほか3名事件は、当初湖東協弾圧で起訴され、その後大津協弾圧が併合（ただし、武委員長は大津協弾圧では起訴されていない）。大津地裁のA執行委員ほか2名事件は、当初大津協弾圧で起訴され、その後湖東協弾圧が併合（ただし、うち一人は湖東協弾圧では起訴されていない）。また、大津地裁被告人10名事件は湖東協弾圧のみ、という具合に、非常に複雑な訴訟係属になっています。

これは、滋賀県警・大津地検・大津地裁がひとつの事件を細切れにして逮捕～起訴～新たな逮捕～起訴と異様な弾圧を重ねているため。大阪も3回にわけて逮捕～起訴をくりかえしました。したがって、同じ証人が何度も何度もくり返し尋問されるということになります。

	大津地裁	大阪地裁	内容
5月 8日	○		(委員長ほか3名)
9日	○		(委員長ほか3名)
15日		○	(大阪第1次弾圧・B副委員長ほか7名)
21日	○		(委員長ほか3名)
22日		○	(大阪第1次弾圧・B副委員長ほか7名)
23日	○		(A執行委員ほか2名)
24日	○		(委員長ほか3名)
27日		○	(大阪第2次弾圧・委員長ほか2名)
28日	○		(A執行委員ほか2名)
6月 3日	○		(A執行委員ほか2名)
5日	○		(委員長ほか3名)
6日	○		(A執行委員ほか2名)
7日	○		(委員長ほか3名)
19日		○	(大阪第1次弾圧・N副委員長ほか7名)
21日		○	(大阪第1次弾圧・N副委員長ほか7名)
25日	○		(湖東協ビラまき弾圧事件第1回10名)
26日	○		(委員長ほか3名)
28日	○		(委員長ほか3名)
7月 5日		○	(大阪第1次弾圧・N副委員長ほか)

<弁護団の話> 刑事弾圧だけでも、こうして書き出してみるとその苛烈さと組合・当該組合員がうけているであろう打撃の大きさがよくわかる。権力が本気で関生支部とその運動を潰しに来ている。個人的ながんばりで踏みとどまることが可能なレベルではない。そして、現在も滋賀県警によるガサは続き、京都府警による弾圧も噂されている。

どうすれば、これ以上の弾圧を許さず、押し返し、閉じ込められている仲間を取戻し、そして裁判で無罪を勝ち取ることができるのか。全ての支援に、困難であっても、知恵と力を振り絞り、本気で真剣に反彈圧の闘いに取組むことが要請される。

関生弾圧は、全ての社会運動の圧殺の始まりだ。

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合） お問い合わせ 03-5820-0868